

## 第6章

# 介護保険制度によるサービス

## 第6章 介護保険制度によるサービス

### 1. 介護保険制度について

介護保険制度が導入される前は、老人福祉（措置制度）と老人医療（医療保険）に分かれていましたが、利用者がサービスを選択できない、競争原理が働かずサービス内容が画一的となりがち、介護を理由とする一般病院への長期入院の問題が発生したりと、従来の老人福祉・老人医療制度による対応には限界がきました。

また、高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護ニーズはますます増大し、加えて要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきたことも要因の一つです。

このことから、自立支援・利用者本位・社会保険方式を採用し、高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みとして平成12年4月に介護保険制度が創設されました。

介護保険は、加齢による病気等で要介護状態となり、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理等の医療が必要な人に対して保健医療サービス・福祉サービスを提供する制度として、国民の共同連帯の理念に基づいた制度です。

介護等が必要な人の尊厳を保持し、能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを基本理念とし、市町村が保険者となって事業運営を行うものです。

## 2. 介護保険制度の改正の主な内容

介護保険制度は、「地域包括ケアシステムの深化・推進」と「介護保険制度の持続可能性の確保」の2点から改正が行われ、平成30年度以降、順次施行されます。

(一部平成29年8月分から適用)

### (1) 地域包括ケアシステムの深化・推進

#### ① 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化

都道府県による市町村に対する支援事業の創設や財政的インセンティブの付与の規定を整備するなど、保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みについて、制度化を図ります。

#### ② 介護医療院の創設

日常的な医学管理や看取り・ターミナル等の機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設として「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する「介護医療院」が創設されます。

なお、現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長され、病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の名称を引き続き使用できます。

#### ③ 共生型サービスの創設

高齢者と障がい者等が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に、新たに共生型サービスが位置づけられます。

#### ④ 地域包括支援センターの機能強化に向けた取り組み

全国統一の評価指数により、本市及び各地域包括支援センターが事業の評価・点検を定期的に行い、運営協議会と連携して必要な措置を講じることで、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

## (2) 介護保険制度の持続可能性の確保

### ① 高所得者の利用者負担割合の見直し

世代間や世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高めるため、2割負担者のうち、特に所得の高い層（合計所得金額340万円以上、夫婦世帯の場合463万円以上）の負担割合が3割になります。

[平成30年8月～]

### ② 介護納付金への総報酬割の導入

各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では報酬額に比例して負担する仕組み「総報酬割」が導入されます。

[平成29年8月～1/2、平成31年度～3/4、平成32年度～全面導入]

### ③ 高額介護サービス費の見直し

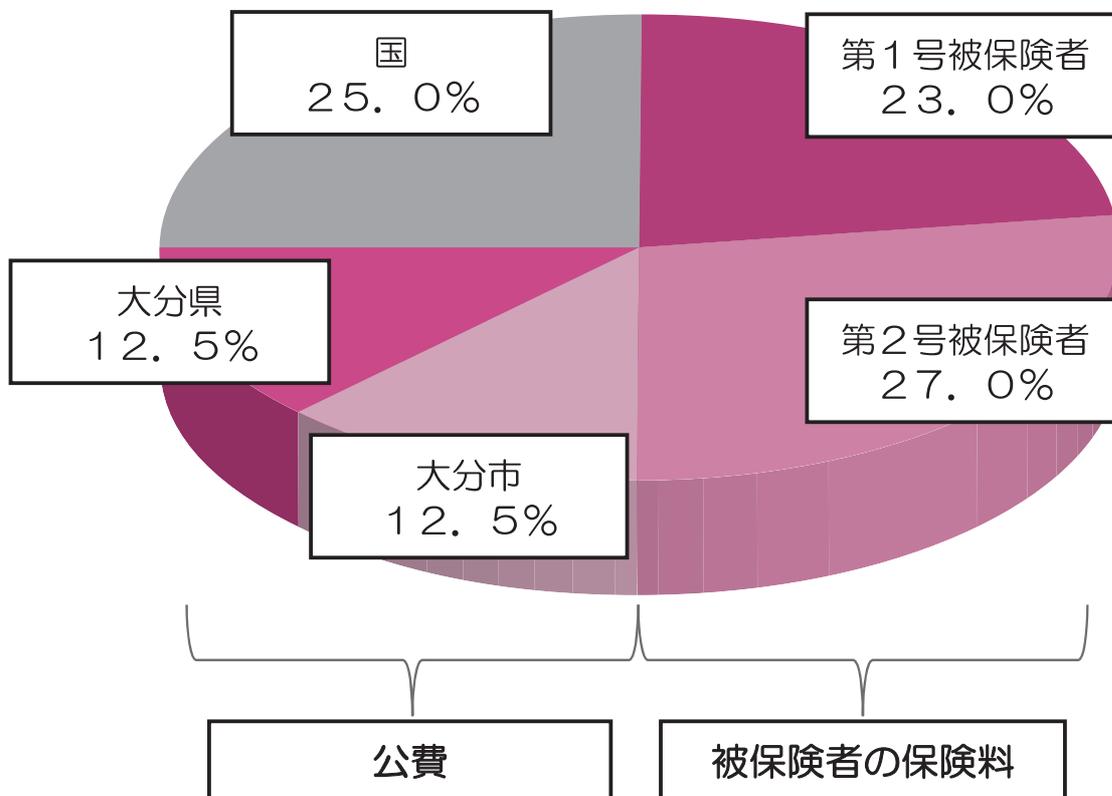
介護サービスを利用している人と利用していない人との公平や負担能力に応じた負担となるよう、世帯のどなたかが市民税を課税されている場合は、高額介護サービス費の月々の上限額が、37,200円から44,400円に引き上げられています。

[平成29年8月～]

### 3. 介護保険の財源構成

介護保険給付に要する費用は、介護サービス利用時の利用者負担分を除いて、半分を公費（国が25.0%、大分県が12.5%、大分市が12.5%）で負担し、残りを被保険者の保険料（第1号被保険者（65歳以上の方）が23.0%、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27.0%）で賄う仕組みとなっています。

具体的には、下図に示すとおりです。



## 4. 第1号被保険者の保険料

第7期介護保険事業計画では、高齢化の進展に伴う将来の更なる給付費の増加を見据え、介護保険料の設定に関係する要因については次のとおりとします。

### (1) 介護給付費準備基金<sup>(注25)</sup>の充当

介護給付費準備基金を、第1号被保険者介護保険料に充当します。

### (2) 負担能力に応じた保険料負担

第3期計画より、保険者において、各保険料段階の保険料率の設定及び課税層の段階数を増やすこと（多段階設定）が可能とされたことから、第3期計画より負担能力をきめ細かく反映したものとなるよう多段階設定を行っています。

第6期計画では、所得水準に応じてきめ細やかな保険料設定を行う観点から、国が示した標準段階が6段階から9段階に見直され、12段階の多段階設定を行いました。

第7期計画においても、引き続き12段階の多段階設定を行います。

### (3) 公費による保険料の軽減

今後の更なる高齢化に伴い、介護給付費の増加と保険料負担水準の上昇が避けられない中で、介護保険制度を持続可能なものとするために、国は、公費を投入して低所得者の保険料軽減を行う仕組みを設けています。

本市もこの考え方にに基づき、引き続き低所得者に対し、公費による保険料の軽減を行います。

### (4) 保険料段階の基準所得金額

介護保険法施行規則の一部改正により、第7段階の合計所得金額は「190万円未満」を「200万円未満」、第8段階は「190万円以上290万円未満」を「200万円以上300万円未満」、第9段階は「290万円以上」が「300万円以上」となります。

## (5) 第7期介護保険料の算定（平成30年度～平成32年度）

第1号被保険者の介護保険料は、市町村の介護保険事業計画に定める介護保険サービス（給付費）の見込み量に応じて、市町村ごとに定められます。

### 【介護保険料算定フロー】

①総給付費見込額  
115,356 百万円

×23%（第1号被保険者負担割合）  
× 後期高齢者加入割合補正係数  
× 所得段階別加入割合補正係数

②第1号被保険者負担分相当額（調整交付金見込後）  
27,064 百万円

③市町村特別給付費  
519 百万円

④介護給付費準備基金充当額  
1,500 百万円

⑤第1号被保険者介護保険料収入必要額（②+③-④）  
26,083 百万円

÷ 予定保険料収納率 98.30%  
÷ 補正第1号被保険者数（3年間合計 368,908人）

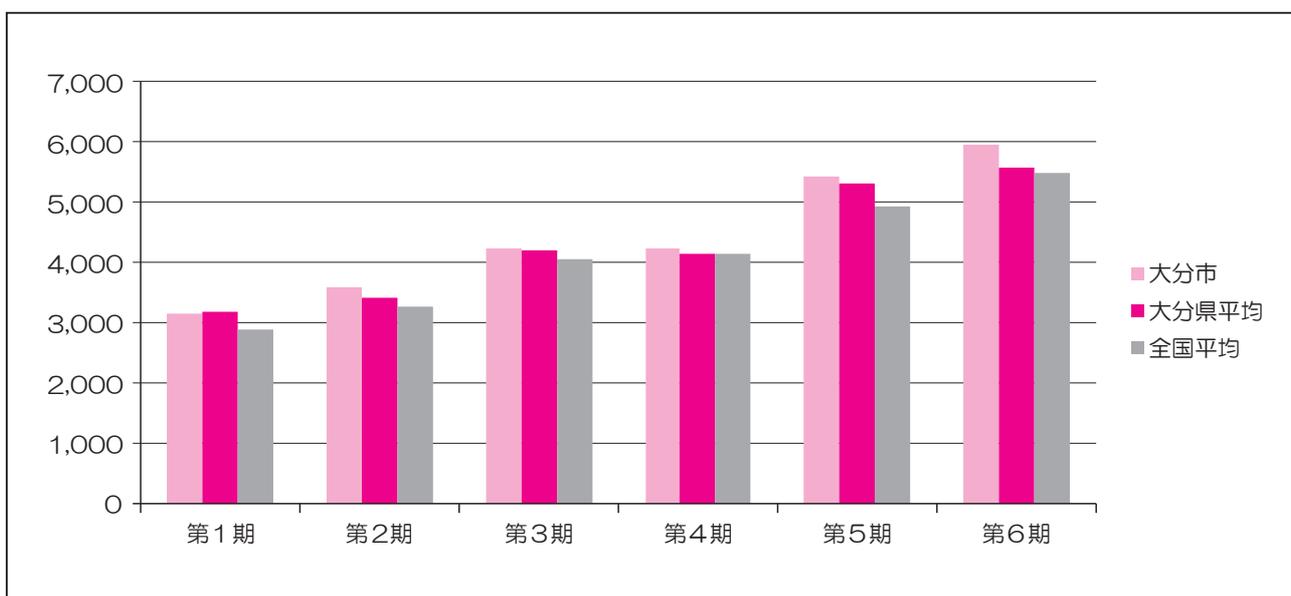
保険料基準額 71,920 円（月額 5,994 円）

## (6) 第7期所得段階別保険料額（平成30年度～平成32年度）

段階	対象者	保険料率	保険料年額 (月額)
市民税非課税世帯	第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者、 課税年金収入額＋合計所得金額が80万円 以下の人	基準額×0.45 32,360円 (2,698円)
	第2段階	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円 を超え120万円以下の人	基準額×0.65 46,750円 (3,896円)
	第3段階	課税年金収入額＋合計所得金額が120万円 を超える人	基準額×0.75 53,940円 (4,496円)
課税世帯で本人非課税	第4段階	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円 以下の人	基準額×0.83 59,690円 (4,975円)
	第5段階	課税年金収入額＋合計所得金額が80万円 を超える人	基準額×1.00 71,920円 (5,994円)
本人市民税課税	第6段階	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.08 77,680円 (6,474円)
	第7段階	合計所得金額が120万円以上200万円 未満の人	基準額×1.25 89,900円 (7,493円)
	第8段階	合計所得金額が200万円以上300万円 未満の人	基準額×1.50 107,880円 (8,991円)
	第9段階	合計所得金額が300万円以上400万円 未満の人	基準額×1.60 115,080円 (9,591円)
	第10段階	合計所得金額が400万円以上500万円 未満の人	基準額×1.85 133,060円 (11,089円)
	第11段階	合計所得金額が500万円以上600万円 未満の人	基準額×1.95 140,250円 (11,688円)
第12段階	合計所得金額が600万円以上の人	基準額×2.15 154,640円 (12,887円)	

## (7) 第1号被保険者の保険料の推移

	第1期 (H12~H14)	第2期 (H15~H17)	第3期 (H18~H20)	第4期 (H21~H23)	第5期 (H24~H26)	第6期 (H27~H29)
大分市	3,166円	3,610円	4,270円	4,270円	5,452円	5,994円
大分県平均	3,192円	3,433円	4,216円	4,155円	5,351円	5,599円
全国平均	2,911円	3,293円	4,090円	4,160円	4,972円	5,514円



(第1号被保険者の介護保険料の基準額)  
 ※第1期及び第2期の介護保険料については、野津原・佐賀関を除く

## 5. 介護保険サービスの見込み

## (1) 予防給付対象サービスの見込み量

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
予防給付	介護予防訪問入浴介護	回/月	0	0	0
		人/月	0	0	0
	介護予防訪問看護	回/月	1,348	1,399	1,428
		人/月	242	249	252
	介護予防訪問リハビリテーション	回/月	563	575	591
		人/月	56	60	64
	介護予防居宅療養管理指導	人/月	63	65	67
	介護予防通所リハビリテーション	人/月	1,080	1,115	1,152
	介護予防短期入所生活介護	日/月	190	198	204
		人/月	41	43	44
	介護予防短期入所療養介護	日/月	11	11	12
		人/月	3	3	4
	介護予防福祉用具貸与	人/月	2,009	2,063	2,132
	特定介護予防福祉用具購入費	人/月	48	49	51
介護予防住宅改修	人/月	62	64	66	
介護予防特定施設入居者生活介護	人/月	72	73	75	
地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護	回/月	14	14	15
		人/月	2	2	2
	介護予防小規模多機能型居宅介護	人/月	14	14	15
	介護予防認知症対応型共同生活介護	人/月	2	2	2
介護予防支援	人/月	3,387	3,476	3,588	

## (2) 介護給付対象サービスの見込み量

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
介護給付	訪問介護	回/月	104,573	107,044	108,766
		人/月	3,846	3,940	4,042
	訪問入浴介護	回/月	654	666	683
		人/月	140	145	150
	訪問看護	回/月	11,920	12,255	12,669
		人/月	1,322	1,354	1,388
	訪問リハビリテーション	回/月	4,355	4,431	4,581
		人/月	385	395	405
	居宅療養管理指導	人/月	3,005	3,081	3,163
	通所介護	回/月	93,545	95,318	96,546
		人/月	6,108	6,233	6,333
	通所リハビリテーション	回/月	23,808	24,126	24,543
		人/月	2,531	2,551	2,577
	短期入所生活介護	日/月	8,473	8,645	8,962
		人/月	854	871	894
	短期入所療養介護	日/月	768	789	818
		人/月	145	146	148
	福祉用具貸与	人/月	6,574	6,749	6,943
	特定福祉用具購入費	人/月	95	100	104
	住宅改修費	人/月	97	104	107
特定施設入居者生活介護	人/月	335	342	353	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人/月	0	0	10
	夜間対応型訪問介護	人/月	15	18	21
	認知症対応型通所介護	回/月	2,923	3,277	3,373
		人/月	255	279	291
	小規模多機能型居宅介護	人/月	206	226	243
	認知症対応型共同生活介護	人/月	600	654	654
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人/月	0	0	0
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人/月	360	390	390
	看護小規模多機能型居宅介護	人/月	88	99	110
	地域密着型通所介護	回/月	8,569	8,588	8,728
人/月		760	791	828	
施設サービス	介護老人福祉施設	人/月	1,044	1,044	1,044
	介護老人保健施設	人/月	1,240	1,275	1,275
	介護医療院	人/月	6	6	6
	介護療養型医療施設	人/月	50	50	50
居宅介護支援	人/月	10,931	11,281	11,633	

## (3) 介護給付等対象サービス費の見込み

(千円)

サービス種別		平成30年度	平成31年度	平成32年度		
介護給付	居宅サービス	訪問介護	3,364,360	3,444,613	3,500,030	
		訪問入浴介護	91,583	93,224	95,577	
		訪問看護	694,858	714,171	737,898	
		訪問リハビリテーション	151,400	154,049	159,231	
		居宅療養管理指導	328,513	336,903	345,826	
		通所介護	8,525,737	8,683,991	8,793,511	
		通所リハビリテーション	2,342,807	2,378,768	2,422,409	
		短期入所生活介護	824,876	841,903	872,780	
		短期入所療養介護	94,783	97,455	100,814	
		福祉用具貸与	904,074	930,533	956,659	
		特定福祉用具購入費	33,159	35,072	36,477	
		住宅改修費	103,914	111,377	114,573	
		特定施設入居者生活介護	747,221	762,431	787,149	
		地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	22,106
	夜間対応型訪問介護		13,307	15,179	19,501	
	認知症対応型通所介護		358,916	403,558	416,734	
	小規模多機能型居宅介護		463,876	506,225	549,351	
	認知症対応型共同生活介護		1,764,385	1,933,617	1,933,617	
	地域密着型特定施設入居者生活介護		0	0	0	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1,185,366	1,287,649	1,289,568	
	看護小規模多機能型居宅介護		229,827	262,630	295,139	
	施設サービス	地域密着型通所介護	847,981	852,304	857,800	
		介護老人福祉施設	3,158,616	3,160,030	3,160,030	
		介護老人保健施設	3,927,210	4,057,354	4,057,354	
		介護医療院	18,342	18,342	18,342	
	予防給付	介護療養型医療施設	155,268	156,067	156,067	
		居宅介護支援	1,888,653	1,944,867	2,007,639	
		介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護	0	0	0
			介護予防訪問看護	73,942	76,796	78,400
			介護予防訪問リハビリテーション	18,750	19,172	19,702
			介護予防居宅療養管理指導	6,922	7,138	7,354
			介護予防通所リハビリテーション	372,215	384,331	397,207
介護予防短期入所生活介護			13,875	14,409	14,795	
介護予防短期入所療養介護			1,053	1,082	1,131	
介護予防福祉用具貸与			118,362	121,562	125,607	
特定介護予防福祉用具購入費			15,306	15,624	16,260	
介護予防住宅改修			68,921	71,061	73,120	
介護予防特定施設入居者生活介護			62,225	63,362	65,129	
地域密着型介護予防サービス		介護予防認知症対応型通所介護	1,366	1,407	1,467	
	介護予防小規模多機能型居宅介護	10,984	11,499	11,556		
	介護予防認知症対応型共同生活介護	558	558	558		
介護予防支援	180,061	184,876	190,834			
小計		33,163,572	34,155,189	34,709,302		
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額		22,931	35,266	36,059		
消費税率等の見直しを勘案した影響額		0	409,862	833,023		
① 計		33,140,641	34,529,785	35,506,266		

(千円)

種類別	平成30年度	平成31年度	平成32年度
② 特定入所者介護サービス費等給付額	813,142	833,796	854,974
③ 高額介護サービス費等給付額	757,080	817,646	883,058
④ 高額医療合算介護サービス費等給付額	150,837	166,071	182,844
⑤ 算定対象審査支払手数料	46,249	46,712	47,179
⑥ 地域支援事業費	2,128,846	2,192,748	2,257,709

合計 (①+②+③+④+⑤+⑥)	平成30年度	平成31年度	平成32年度
	37,036,795	38,586,758	39,732,030

#### (4) 主な地域密着型サービスの日常生活圏域別の見込み量

##### ① 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

圏域	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
上野ヶ丘	人/年	348	348	363
碩田	人/年	348	348	363
王子	人/年	348	348	363
大分西	人/年	0	0	15
南大分	人/年	348	348	363
城南・賀来	人/年	216	216	231
城東	人/年	0	0	15
滝尾	人/年	480	480	495
明野	人/年	0	0	15
原川	人/年	0	0	15
鶴崎	人/年	348	348	363
大東	人/年	0	0	15
東陽	人/年	240	240	255
大在	人/年	348	348	363
坂ノ市	人/年	0	0	15
植田	人/年	0	0	15
植田西	人/年	0	0	15
植田南	人/年	348	348	363
植田東	人/年	264	264	279
竹中・判田	人/年	240	240	255
戸次・吉野	人/年	240	240	255
野津原	人/年	0	0	15
佐賀関・神崎	人/年	120	120	135
合計	人/年	4,236	4,236	4,584

## ② 認知症対応型共同生活介護

圏域	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
上野ヶ丘	人/年	0	0	28
碩田	人/年	216	216	244
王子	人/年	216	216	244
大分西	人/年	216	216	244
南大分	人/年	216	216	244
城南・賀来	人/年	648	648	676
城東	人/年	648	648	676
滝尾	人/年	540	540	568
明野	人/年	216	216	244
原川	人/年	0	0	28
鶴崎	人/年	432	432	460
大東	人/年	216	216	244
東陽	人/年	216	216	244
大在	人/年	432	432	460
坂ノ市	人/年	108	108	136
植田	人/年	420	420	448
植田西	人/年	432	432	460
植田南	人/年	216	216	244
植田東	人/年	432	432	460
竹中・判田	人/年	528	528	556
戸次・吉野	人/年	216	216	244
野津原	人/年	216	216	244
佐賀関・神崎	人/年	540	540	568
合計	人/年	7,320	7,320	7,968

## ③ 小規模多機能型居宅介護

圏域	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
上野ヶ丘	人/年	0	0	26
碩田	人/年	300	300	326
王子	人/年	300	300	326
大分西	人/年	0	0	26
南大分	人/年	0	0	26
城南・賀来	人/年	300	300	326
城東	人/年	0	0	26
滝尾	人/年	0	0	26
明野	人/年	0	0	26
原川	人/年	348	348	374
鶴崎	人/年	348	348	374
大東	人/年	0	0	26
東陽	人/年	300	300	326
大在	人/年	300	300	326
坂ノ市	人/年	0	0	26
植田	人/年	0	0	26
植田西	人/年	0	0	26
植田南	人/年	0	0	26
植田東	人/年	300	300	326
竹中・判田	人/年	0	0	26
戸次・吉野	人/年	0	0	26
野津原	人/年	0	0	26
佐賀関・神崎	人/年	0	0	26
合計	人/年	2,496	2,496	3,096

## ④ 看護小規模多機能型居宅介護

圏域	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
上野ヶ丘	人/年	0	0	26
碩田	人/年	0	0	26
王子	人/年	0	0	26
大分西	人/年	0	0	26
南大分	人/年	348	348	374
城南・賀来	人/年	0	0	26
城東	人/年	0	0	26
滝尾	人/年	0	0	26
明野	人/年	0	0	26
原川	人/年	0	0	26
鶴崎	人/年	300	300	326
大東	人/年	0	0	26
東陽	人/年	0	0	26
大在	人/年	0	0	26
坂ノ市	人/年	0	0	26
植田	人/年	300	300	326
植田西	人/年	348	348	374
植田南	人/年	348	348	374
植田東	人/年	0	0	26
竹中・判田	人/年	300	300	326
戸次・吉野	人/年	0	0	26
野津原	人/年	0	0	26
佐賀関・神崎	人/年	0	0	26
合計	人/年	1,944	1,944	2,544

## ⑤ 認知症対応型通所介護

圏域	単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
上野ヶ丘	人/年	0	0	13
碩田	人/年	0	0	13
王子	人/年	288	288	301
大分西	人/年	0	0	13
南大分	人/年	0	0	13
城南・賀来	人/年	264	264	277
城東	人/年	0	0	13
滝尾	人/年	288	288	301
明野	人/年	0	0	13
原川	人/年	0	0	13
鶴崎	人/年	0	0	13
大東	人/年	144	144	157
東陽	人/年	288	288	301
大在	人/年	144	144	157
坂ノ市	人/年	120	120	133
植田	人/年	144	144	157
植田西	人/年	144	144	157
植田南	人/年	144	144	157
植田東	人/年	0	0	13
竹中・判田	人/年	144	144	157
戸次・吉野	人/年	0	0	13
野津原	人/年	144	144	157
佐賀関・神崎	人/年	0	0	13
合計	人/年	2,256	2,256	2,544

## (5) 市町村特別給付

市町村は、条例により、介護保険法で定められた保険給付以外の市町村特別給付を実施することができます。実施にあたっては、第1号被保険者の保険料を財源としています。

本市では、在宅の要介護認定を受けた被保険者に対して「おむつ等介護用品購入費の支給事業」を実施しています。

### ① 支給基準等

在宅でおむつ等を常時必要とする人に対して、その購入に要した費用（限度額48,000円）の9割を支給します。

【対象者】 次の要件をすべて満たしている人

- 要介護1から要介護5の認定を受けている人
- 在宅で介護を受けている人
- 常時おむつを必要とする人

【支給対象品目】

紙おむつ、布おむつ、失禁パンツ、おむつカバー、尿とりパッド

年度	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
有資格者(人)	6,515	6,784	7,000	7,200	7,400	7,600
支給額(千円)	154,669	161,374	163,000	168,000	173,000	178,000

## (6) 地域支援事業

地域支援事業は、要介護状態等になることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるようサービスを提供するものです。

地域支援事業は、①介護予防・日常生活支援総合事業 ②包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）③包括的支援事業（社会保障充実分）④任意事業の4つから構成されています。

また、下記事業以外についても、今後課題等を把握・検討し、新規事業の実施に努めていくものとします。

### ① 介護予防・日常生活支援総合事業

- i) 介護予防・生活支援サービス事業
  - ア) 訪問型サービス
  - イ) 通所型サービス
- ii) 一般介護予防事業
  - ア) 介護予防把握事業
  - イ) 介護予防普及啓発事業・・・介護予防教室事業
  - ウ) 地域介護予防活動支援事業・・・地域ふれあいサロン事業  
高齢者食生活改善事業  
市民健康づくり推進事業
  - エ) 地域リハビリテーション活動支援事業

### ② 包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）

- i) 介護予防ケアマネジメント業務
- ii) 総合相談支援業務
- iii) 権利擁護業務・・・権利擁護事業  
高齢者虐待防止ネットワーク運営事業
- iv) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

### ③ 包括的支援事業（社会保障充実分）

- i) 在宅医療・介護連携推進事業
- ii) 生活支援体制整備事業
- iii) 認知症総合支援事業・・・認知症初期集中支援推進事業  
認知症地域支援推進事業
- iv) 地域ケア会議推進事業

## ④ 任意事業

- i) 介護給付等費用適正化事業
- ii) 家族介護支援事業・・・認知症家族介護支援事業  
家族介護慰労金事業  
家族介護用品支給事業
- iii) 成年後見制度利用支援事業・・・成年後見人等報酬助成事業
- iv) 福祉用具・住宅改修支援事業・・・住宅改修支援事業
- v) 認知症サポーター等養成事業・・・認知症サポーター養成講座
- vi) 地域自立生活支援事業・・・介護相談員派遣事業  
食の自立支援事業  
緊急通報サービス事業

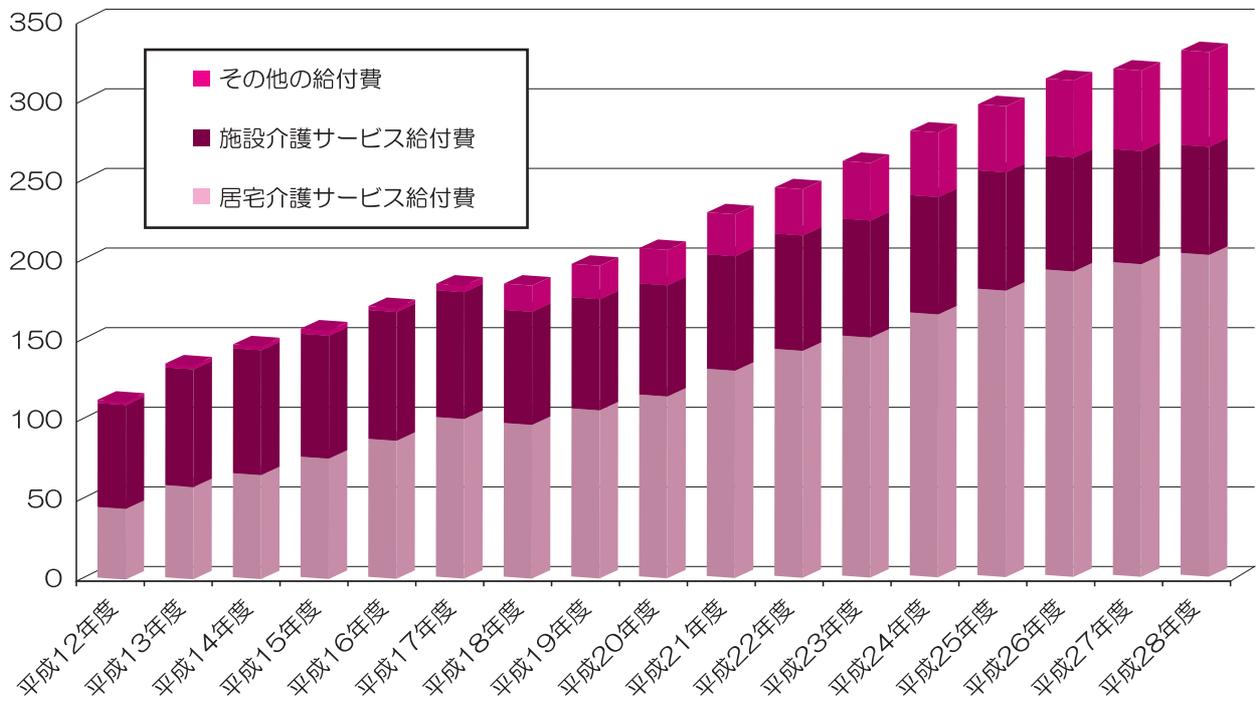
## ⑤ 主な地域支援事業の量の見込み

サービス種別		単位	平成30年度	平成31年度	平成32年度
① 生活支援総合事業 介護予防・日常生活	訪問型サービス	人/年	19,098	19,726	20,374
	通所型サービス	人/年	33,436	34,534	35,668
	介護予防教室事業	回/年	140	140	140
	地域ふれあいサロン事業	人/年	13,500	14,000	14,300
②③	包括的支援事業	箇所/年	23	23	23
④ 任意事業	認知症家族介護支援事業	事業所数	12	12	12
		(延べ人数)	(300)	(300)	(300)
	家族介護慰労金事業	人/年	3	3	3
	家族介護用品支給事業	人/年	70	71	71
	成年後見人等報酬助成事業	件/年	10	10	10
	住宅改修支援事業	件/年	125	123	121
	認知症サポーター養成講座	回/年	150	150	150
	介護相談員派遣事業	人/年	17	17	17
	食の自立支援事業	人/年	3,211	3,305	3,400
	緊急通報サービス事業	人/年	923	920	916

## (7) 介護給付費の推移

(億円)

	平成 12年度	平成 13年度	平成 14年度	平成 15年度	平成 16年度	平成 17年度	平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
居宅介護 サービス 給付費	43.9	58.2	66.5	76.5	88.3	101.1	98.0	107.5	116.7	132.0	144.0	152.4	167.6	183.3	194.6	200.2	204.8
施設介護 サービス 給付費	68.3	76.7	80.5	80.3	82.9	81.3	72.5	70.4	69.7	72.8	73.5	75.1	74.7	74.9	72.6	71.0	69.4
その他の 給付費	0.4	0.7	1.0	1.2	1.3	4.2	17.0	20.2	23.2	27.1	30.5	35.8	40.6	42.1	48.5	51.0	59.6
合計	112.6	135.6	148.0	158.0	172.5	186.6	187.5	198.1	209.6	231.9	248.0	263.3	282.9	300.3	315.7	322.2	333.8



## 6. 低所得者への対応

### (1) 社会福祉法人による利用者負担軽減

介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、低所得者のうちでも特に生計が困難な人に対して、利用者負担額の一部軽減を行い、本市は、社会福祉法人に対し軽減した額の一部を助成します。

### (2) 食費・居住費の負担軽減

介護保険施設に入所したときや短期入所サービスを利用したときの食費・居住費については、利用者の自己負担であることから、低所得者に対して世帯の市民税課税状況等により利用者負担の軽減を行います。

### (3) 高額介護（介護予防）サービス費による払い戻し

介護保険サービスを利用して、月ごとに支払った利用者負担額が一定額を超えた場合、払い戻しを行い負担の軽減を図ります。

### (4) 保険料の独自減免

国の特別対策による保険料の軽減措置が終了した平成13年10月から、本市独自の保険料減免を実施しています。

保険料区分が第1段階～第5段階（第4、5段階は条件に該当する被保険者のみ）の被保険者で、収入が少なく生活が著しく困窮しており、市の定める基準に該当する場合、申請した月から第1段階保険料額の2分の1の保険料額となる軽減措置を継続します。

## 7. 介護サービスの質の向上と指導体制

### (1) 介護サービスの質の向上と指導体制等

#### ① 介護支援専門員の資質向上

介護保険制度の要である介護支援専門員の資質を高めるため、居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所に対して、ケアプラン指導や個別事例についての相談を行います。

#### ② 介護相談員派遣事業

介護保険施設におけるサービス利用者の疑問や不満、不安を解消し、施設と協働して良好な環境づくりを目指すことを目的とした、「介護相談員派遣事業」を継続して実施します。

#### ③ 介護保険施設等への指導や助言

介護保険施設等へ集団指導や実地指導等を通し、高齢者に適正なサービスが提供できるよう、指導や助言、必要な情報提供を行います。

#### ④ 介護人材の確保

介護人材の処遇改善に向け、介護事業所に対して、介護報酬の処遇改善加算を積極的に活用するよう働きかけます。

#### ⑤ 関係機関との連携

介護サービス利用者が、事業者から必要とするサービスを安心して選択することができるように、大分県、大分県国民健康保険団体連合会、関係機関と密接な連携を図りながらサービス向上に努めます。

## (2) 介護給付適正化の取り組み

介護給付費は、高齢化の進展や介護保険制度の定着に伴うサービス利用者の増加等によって、急速な増大を続けています。

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要なとしないサービスが事業者が適切に提供するように、介護給付の適正化を図ることで、介護保険制度の信頼性を高めなければなりません。

このため、大分県及び大分県国民健康保険団体連合会と連携し、次に掲げる適正化事業に引き続き取り組みます。

### ① 要介護認定の適正化

要介護認定の変更認定又は更新認定に係る認定調査（委託調査）の内容について、訪問又は書面等の審査を通じて点検を行い、適正かつ公平な要介護認定の確保に努めます。

年度	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
点検割合 (%) (委託調査数)	100 (5,119)	100 (4,919)	100 (6,622)	100 (6,227)	100 (5,831)	100 (5,435)

### ② ケアプランの点検

「国保連給付適正化システム」で抽出した事業所や新規開設をした居宅介護支援事業所に対して、利用者の自立支援に資する適切なケアプランであるか等に着目し、点検及び指導を行います。

年度	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (目標)	平成31年度 (目標)	平成32年度 (目標)
点検割合 (%)	100	100	100	100	100	100
(点検件数)	(18)	(64)	(64)	(64)	(64)	(64)
(事業所数)	(8)	(19)	(16)	(16)	(16)	(16)

### ③ 住宅改修等の点検

保険者が改修工事を行おうとする利用者宅の実態確認や工事見積書を点検し、利用者の状態に合う適切な住宅改修に努めます。

また、福祉用具利用者に対し、その必要性や利用状況を確認し、適切な福祉用具の利用に努めます。

### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

国保連からの情報提供により、複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性等の点検を行い、請求内容の誤りを発見した場合は、事業者を指導し、誤請求の削減を図ります。

### ⑤ 介護給付費通知

保険者から受給者本人（又は家族）に給付状況等について通知を行うことにより、受給者や事業者に対して、適切なサービスの利用と提供の普及・啓発に努めます。

年度	第6期計画期間			第7期計画期間		
	平成27年度 (実績)	平成28年度 (実績)	平成29年度 (見込み)	平成30年度 (見込み)	平成31年度 (見込み)	平成32年度 (見込み)
発送件数 年6回総計	130,025	134,965	140,000	145,000	150,000	155,000

### ⑥ 介護サービス事業者に対する訪問指導

介護給付費の請求とケアプランの整合性の点検等の介護報酬に着目した訪問指導を行い、適正な介護サービス提供の促進に努めます。